

事前登録制

十勝池田税務署からのお知らせ

インボイス制度説明会について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として
適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。

インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための
登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されています。

「制度について知りたい」という方は、説明会(無料)に是非ご参加ください。

説明会の開催日程

説明会は 事前登録制 です。

参加ご希望の方は、当税務署の1階窓口又は電話により
事前の登録をお願いします。

(令和4年5月1日現在)

開催日	開催時間	定員	開催場所
令和4年6月1日(水)	13:30~14:30 (60分)	20名	足寄町商工会館 (足寄郡足寄町南1条3丁目20)
令和4年7月以降の説明会は、随時更新します(※3)			

- ※1 定員に達した場合や事前登録されていない場合は、ご参加いただけません。
- ※2 感染症の状況又はその他の事情により、延期若しくは中止となる場合があります。
なお、延期等となる場合はご登録いただいた連絡先へ電話により連絡させていただきます。
- ※3 説明会の開催日程については、令和4年5月1日現在の状況を掲載しております。
随時、情報を更新していますので、最新の情報は以下の札幌国税局ホームページをご覧ください。

説明会に関する最新の情報は、
札幌国税局ホームページの
「税に関する情報」をご覧ください。

札幌国税局HPへ



お問い合わせ先
(事前登録先)

〒083-0001
中川郡池田町字旭町1丁目8番地8
十勝池田税務署 調査部門
電話 015-572-1173
(直通)

YouTube 国税庁動画チャンネルでは、
インボイス制度説明会と同様の内容
について、無料動画を公開しています。

動画チャンネルへ



インボイス制度に関する 登録申請相談会のご案内

事前登録制

インボイス制度とは

- ・ 令和5年10月1日から始まる消費税の仕入税額控除の方式です。
- ・ インボイス制度では、買手は消費税の仕入税額控除のために、原則として売手が交付するインボイスを保存する必要があります。
- ・ 売手がインボイスを交付する場合は、登録番号の記載が必要です。
- ・ 登録番号を取得するためには**登録申請手続きが必要**です。

ご自宅から登録申請

- ・ 登録申請手続きについても、e-Taxがご利用いただけます。
- ・ 「e-Taxソフト（Web版）」、「e-Taxソフト（SP版）」をご利用いただくと、質問に答えていくことで、簡単に登録申請が可能！！

《e-Taxソフトの操作マニュアル》

e-Taxソフト（Web版）
マニュアル

e-Taxソフト（SP版）
マニュアル



《登録申請手続きに関する動画》

Web-Tax-TV
「適格請求書発行事業者の登録申請はe-Taxで！」



《各種情報》

インボイス制度
特設サイト



登録申請相談会（個人事業者の方向け）

- ・ 登録申請を希望される方へ、スマートフォンを利用した登録申請手続きを説明！
- ・ 登録申請相談会に併せてインボイス制度説明会も開催！お気軽にご参加ください！

開催日時	開催場所	定員	問合せ先
令和4年6月1日(水) 14:30~15:00	足寄町商工会館 足寄郡足寄町南1条3丁目	20名	十勝池田税務署 調査部門 TEL 015-572-1173（直通）

登録申請相談会にご参加いただく方へ

- 相談会は**事前登録制**です。参加希望の方は、問合せ先へ電話により事前の登録をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症等の拡大状況によっては、延期若しくは中止となる場合があります。なお、延期等となる場合は、ご登録いただいた連絡先へ電話により連絡させていただきます。

その場で登録申請！！

個人事業者の方は、次の2点をご持参いただければ、その場で登録申請が可能！！

① スマートフォン

② マイナンバーカード及び暗証番号（3種類※）

※ 署名用電子証明書暗証番号、利用者証明用暗証番号、券面事項補助用暗証番号

（十勝池田税務署）